

6. 半田市

21半広第861号
平成21年10月29日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

半田市長 植原 純夫

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

平成21年10月29日付けにて、要望のありましたみだしのことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

（回答）

憲法第25条は、第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を規定し、第2項で「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国民の権利と国の義務が定められています。また、地方自治法第1条では、「国と地方公共団体との間の基本的関係」を明確にし、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」とされ、国と地方の対等・協力の関係と地方公共団体の民主的な効率性を明確にしています。これらのことから地方自治体は、国と同様に住民福祉の増進を図りつつ、行政運営の上では、効率性を強く要請されているところです。こうした規定のある中、本市は21年度予算で、新たに子ども医療費の通院医療費の自己負担分の無料化について小学校3年生から6年生まで拡大し、子育て支援を一層充実させています。また、妊婦の健康管理の充実ために妊婦健診公費助成を拡大するなど福祉施策を充実させています。

本市では、市政運営の原則である「市民福祉の向上」を図りつつ、本市の普遍的な都市像である「健康で明るく豊かなまちづくり」を達成し、市民が健康でいきいきと暮らすことができ、すべての人々が安心して生きがいに満ちた生活を営むことのできるよう、誰もが快適にまちを楽しみながら暮らすことができるまちづくりを目指しています。

（担当部局：総務部財政課）

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

(回答)

本市としては、各種臨時交付金に限らず事業実施していく上で重要な財源については、全国市長会などを通じて、住民サービスを行うための財源が安定的に確保されるよう、要望を行っていきます。

また、市独自施策の継続につきましては、限りある財源での市政運営になりますので、真に必要な施策を事業の優先度、緊急度を勘案し、市民本位の市政運営を行っていく中で、その継続を考えてまいります。

(担当部局：総務部財政課)

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

(回答)

本市では、納税折衝の機会創出や、納税意識の低い方々の意識の高揚を図る仕組みとして、可能な事業において行政サービス制限を実施しています。

実施にあたっては、事業の性質に合わせて柔軟な運用を図るため、個々の規則、要綱等で位置づけしており、現在のところ、条例化についての考えはありませんのでよろしくお願ひいたします。

(担当部局：総務部収納課)

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)

第4期介護保険事業計画（21年度～23年度）期間の介護保険料基準月額は、基金の取り崩し及び国の特例交付金を受け、第3期の4,050円から105円安い、3,945円としました。また、保険料所得段階は、本人住民税非課税者の第4段階に新たな軽減措置を講じるとともに新5段階を設け、7段階から8段階（実質9段階）の多段階化を図りました。

(担当部局：福祉部介護保険課)

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

本市では介護福祉助成事業として、市民税非課税世帯に属する方（施設サービス費は収入要件等あり）には、介護サービス費用負担の2分の1（介護度により上限設定あり）を助成し低所得者の負担軽減を図っています。また、社会福祉法人等利用者負担減免事業として、社会福祉法人等が提供する介護保

険サービスの利用者の負担軽減を図っています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

③新基準による要介護認定について

- ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

(回答)

「見直し」の内容・趣旨について、市報やホームページ、窓口などで本人や家族、居宅介護支援事業者等に十分周知したうえ、認定調査において、本人や家族に日頃の状態をより詳細、具体的にお聞きすることに努め、「見直し」後の判断基準に基づく調査結果に適切に反映させていきます。

(担当部局：福祉部介護保険課)

- イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

(回答)

10月から「見直し」が実施されること、これにより日頃の状態がより重視されるようになること、また、9月末をもって経過措置が終了することについて、申請者のみなさんに理解していただけるような内容の案内文書を作成しました。これを、更新の申請時期を迎える方々に対し「更新のお知らせ」とともに送付しています。また、申請窓口でも配布しています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

- ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

(回答)

本市の認定調査員については、8月下旬に開催された厚生労働省主催のブロック研修会を受講させるとともに、課内においても調査員研修を行い全員に「見直し」内容の周知・徹底を図っています。また、市内及び近隣の居宅介護支援事業者をはじめとする介護サービス事業者に対しては、「見直し」の内容、留意事項等について個別に通知し周知を図るとともに、10月改訂版の認定調査員テキストを配布しています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)

第4期介護保険事業計画（21年度～23年度）において、特別養護老人ホーム29床、小規模老人保健施設1施設、小規模多機能型居宅介護2施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）7ユニット等の整備を予定しています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

国は、「介護職員処遇改善等臨時特例基金」により介護職員の待遇改善を図るとしています。さらに、民主党の政権公約により、介護労働者の賃金を月額4万円引き上げるとしているため、介護労働者の処遇改善が図られるものと考えています。

本市では2か月に1回、医療関係機関及び介護サービス事業者等を対象に「在宅ケア推進地域連絡協議会」を開催し研修や意見交換を行っています。

また、介護サービス事業者相互のサービスにおける連携及びサービスの資質の向上を図るため、2市4町が研修費用等を負担し事業者育成研修等を開催しています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

(回答)

本市では、平成5年度から65歳以上の高齢者世帯で病弱及び心身に障がいを有するなどにより、買い物や食事の調理が困難な方で低栄養状態の改善が必要な方に週6日を限度とし、利用者の状況に応じ昼食の配食サービスを実施しています。利用料は、普通食400円、特別食550円（市民税非課税世帯者は、普通食350円、特別食500円）です。

平成19年度からは、普通食のほかに特別食（きざみ食、低カロリー食等）が選択できるよう実施しており、高齢者の方などに対し安否確認と食の確保による健康増進の一助となっています。

また、市内16会場で月2回「地域ふれあい会」を実施し、会場によっては調理実習をおこない会食をしています。

ふれあい会食会についても、社会福祉協議会が中心となって実施しています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答)

介護なしには外出することができない高齢者に、医療機関等へ外出する際の移送費用について、タクシーの基本料金の9割を助成しています。

また、敬老バスはありませんが、老人クラブが福祉センター等を利用する際のバス借上げを補助し、外出支援に努めています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答)

地域が主体となり閉じこもり予防や生きがいの場として、「地域ふれあい施設」の改修費及び管理運営費の一部や福祉センターの管理運営費などの助成を一般財源により実施しています。

また、地域のボランティアなどによる閉じこもり予防や生きがいづくりを実施しています。

平成21年度から新規事業として、「おでかけサロン事業」を開始し、閉じこもりや認知症予防などを目的とした地域での交流の場を提供することで、お互いに支え合い助け合う地域づくりを推進し介護予防を促しています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

障がい者控除対象者認定については、障がい者の認定基準と同程度の障がいであることが必要であり、要介護認定者すべてを障がい者控除対象者に認定する考えはありません。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

要介護認定者の認定結果通知時に、「老齢者の所得税法の障がい者控除対象者認定通知書の交付について」のお知らせを同封しており、必要な方への申請を促していますので、個別に認定書及び申請書を送付する考えはありません。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

（回答）

医療費の助成は、後期高齢者医療制度加入者に限らず、医療費の助成を必要とする方々の状況に応じて必要と考えます。現在、限られた財源で幅広く福祉医療の助成を実施している中、更なる拡大は困難ですのでご理解をいただきまますようお願いします。

（担当部局：福祉部保険年金課）

- ②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

（回答）

自己負担1割分の助成を実施することは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いします。

（担当部局：福祉部保険年金課）

- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

（回答）

資格証明書の交付については、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して、負担の公平性の立場からやむを得ず行うものであり、一律機械的に実施するものではありません。資格証明書を交付することにより必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、十分に実情を把握し検討した上で実施します。なお、現時点での資格証交付者はおりません。

（担当部局：福祉部保険年金課）

- ④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

（回答）

医療保険制度に加入し、保険料を納めている方の自己負担分を補助するという基本的考え方のもと、後期高齢者医療制度に加入した場合に助成を行います。

（担当部局：福祉部保険年金課）

- ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

（回答）

肺炎球菌ワクチンについては、予防接種の安全性や有効性等も含め、国の予防接種対策の動向を見守り、公費助成は、今後、総合的に判断していくたいと考えています。

（担当部局：福祉部保健センター）

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

（回答）

本市では、市単独事業として平成21年4月から、医療費助成を小学校卒業まで引きあげ、入院・通院の公費負担（現物給付）を実施しています。

当面は、持続可能な制度とするため、努めてまいります。

なお、今後の拡大については、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保の面から総合的に判断いたします。

（担当部局：福祉部保険年金課）

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

（回答）

妊婦健診については、今年度から公費負担回数を14回としており、産婦健診は、平成20年度から1回分を公費負担しています。

超音波検査については、現在、出産予定日において35歳以上である妊婦を対象に1回分を公費負担していますが、平成22年度に向けては、厚生労働省が示している検査内容（超音波検査については、年齢制限なしで4回分）に合わせる方向で検討しています。

（担当部局：福祉部保健センター）

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

（回答）

ヒブワクチンについても、予防接種の安全性や有効性等も含め、国の予防接種対策の動向を見守り、公費助成は、今後、総合的に判断していきたいと考えています。

（担当部局：福祉部保健センター）

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

（回答）

当市では、就学援助制度の認定基準を生活保護基準額の1.4倍以下の世帯としております。

申請受付につきましても、申請者が希望する場合は学校教育課の窓口で対応しています。

（担当部局：教育部学校教育課）

4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引

き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)

国民健康保険事業にかかる経費は、保険税と国・県や支払基金からの負担金の他に、国が定めた基準に基づく一般会計からの繰入金で賄うことを原則としており、保険税を下げるため、恒常に一般会計から繰り出すことは、他の保険制度加入者との公平性から見ても好ましくないと考えます。

減免制度については、震災、風水害、火災等の災害によって、納税義務者が財産に甚大な損失を被った場合、あるいは病気にかかり、負傷をし、生活が著しく困難となって保険税の負担能力がなくなった場合等に行われるものです。

本市においては、平成18年4月に制度を見直し、生活保護から自立された世帯に対する自立支援のための減免、母子家庭等医療受給者世帯に対する減免、更には、今年度限りの措置として、景気低迷に伴う事業の休廃業、雇用情勢の悪化による非自発的な離職などにより、収入が激減し保険税の支払いが困難な方についての減免を設けるなど、制度を充実させ、また強化を図っていますのでご理解いただきますようお願いいたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)

本市の国民健康保険税の賦課については、地方税法第703条の4の規定に基づき4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を採用しています。このうち、所得割については前年所得金額のある方、資産割については固定資産税額のある方、平等割については一世帯につき賦課されるものであり、均等割については、被保険者数に応じて賦課されるものでのありますのでご理解くださいようよろしくお願ひいたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答)

低所得世帯については、一般の方より均等割、平等割を7割、5割、2割分軽減していますのでご理解をお願いします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

工. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

所得の減少による減免要件は、前年所得が500万円以下で、当年の所得が前年中に比べ2分の1以下に減少すると認められる者となっていますので、現行の要件で引き続きご理解ください。

(担当部局：福祉部保険年金課)

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)

国民健康保険事業は保険税収入により運営しており、資格証明書の発行を中止する考えはありません。納税は国民の義務であり、短期被保険者証や資格証明書の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としております。資格証明書を発行する方には、事前に納税相談を行い、特別な理由もなく滞納している被保険者に限定しています。

発行に際しては、母子家庭等福祉医療対象者には発行しないようにしています。また、義務教育終了前の子どもには資格証明書を発行せず、有効期間を6か月とした被保険者証を交付しています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

イ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

(回答)

保険税の分割納付を履行されている場合は、今年度から有効期間を6か月とした被保険者証を交付しています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

ウ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)

国民健康保険税の納付について、一括納付が困難な世帯については、収納課で納税相談を実施し、納税者の事情をお聞きしながら分割納付の制度を利用いただいているます。

財産の差押については、滞納者に対して文書、電話、訪問等により納税のお

願いをしていますが、悪質な滞納により滞納額が増加する場合はやむをえず租税債権の保全のために地方税法の規定により財産の差押を行っています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

(回答)

一部負担金の減免及び徴収猶予については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象としています。また、制度の周知については、はんだ市報や市ホームページにより引き続き実施します。

(担当部局：福祉部保険年金課)

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

(回答)

ご存じのとおり、障害者自立支援法では、そのサービスの利用に係る利用者負担を原則1割の応益負担とし制度が開始しました。しかし、利用者にとってその負担が大きいとの声から施行後間もなく、平成19年4月に実施しました特別対策により、月額の負担上限額はおおむね従来の4分の1となり、その後も平成20年7月の特別対策、平成21年7月にも軽減措置が講じられ、その負担は実質応能負担の水準となっています。

また、障害者自立支援法施行後3年の見直しについて、「社会保障審議会障害者部会報告書」においても利用者負担については、応能負担に戻すべきとの意見もあることから、今後利用者の負担につきましては見直しが講じられるものと考えております。

このことについて、第171回通常国会に利用者負担の軽減につながる障害者自立支援法等の一部を改正する法律案が提出されていましたが審議未了となり、残念ながら実現につながりませんでした。

一方、本市独自の軽減策としまして、障がい福祉サービスのひとつ、地域生活支援事業におきまして所得に応じて利用者の負担を10%、6%、4%、0%の負担とし、また、月額の利用者負担額を国制度の月額上限額の範囲内とともに、地域生活支援事業のうち、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額を合算上限とすることで、利用者の負担軽減を図っています。

また、自立支援医療（精神通院）を受けている方については、通院治療に要した医療費の自己負担額に対して助成を実施しているところです。

(担当部局：福祉部福祉課)

②市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくして下さい。

(回答)

前述のとおり、地域生活支援事業の利用者負担について、原則1割負担となる利用者負担を、本市では所得に応じて10%、6%、4%、0%の負担とし、また、月額の利用者負担額を国制度の月額上限額の範囲内とともに、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額を合算上限とすることで、利用者の負担軽減を図っているところです。

(担当部局：福祉部福祉課)

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

(回答)

ケアホーム・グループホームについては障がい者の住まいの場としての重要な役割を担っています。

それ故に、建設・設置に係る費用については国・県におきまして各々社会福祉施設等施設整備費補助金（国1／2、県1／4）、グループホーム・ケアホーム整備補助制度（県3／4）を設け、事業費を国・県が負担しているところです。

また、運営費についても同様に、障がい者自立支援対策臨時特例交付金、愛知県共同生活障害者共同生活介護・共同生活援助事業費補助金（県1／2・市1／2）により国、県、市が助成を行っています。

(担当部局：福祉部福祉課)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。

また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)

特定健診は無料です。がん検診は個人負担分として3割の負担をしていただいている。歯周疾患については、3,490円の費用のうち300円を負担いただいている。ただし、市民税非課税世帯と生活保護世帯については、自己負担金を免除しており、現行制度を継続したいと考えています。

特定健診は個別健診で、実施期間については、5月から8月までと9月から10月までの2期間に分けて実施しており、保健指導の期間を考慮したうえで、できるだけ長期間に渡って実施しています。

がん検診は集団健診で、4月から2月まで年間を通して実施しています。

(担当部局：福祉部保健センター)

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

(回答)

本市では、40歳未満の市民で事業所、職場等で健康診査を受ける機会のない方に対し、胸部レントゲン、血液検査、尿検査、血圧測定等を地域の公民館などで無料で実施しています。

(担当部局：福祉部保健センター)

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

(回答)

先の陳情書6の①でお答えしましたとおりです。

歯周疾患検診の対象者は節目の40歳、50歳、60歳、70歳を対象に実施していきます。

(担当部局：福祉部保健センター)

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

来訪者との面接によって、相談の内容を聞き取り、生活保護による支援が必要な場合には申請書を交付しております。

また、申請受理後の審査につきましては、生活保護法に基づき、迅速に対応しています。

(担当部局：福祉部福祉課)

②愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

(回答)

「ホームレス等に対する適正な生活保護の適用について（通知）」を厳守し、生活保護制度の適正な運営に努めています。

(担当部局：福祉部福祉課)

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(回答)

必要な職員数を確保することは、重要なことと考えております。

(担当部局：福祉部福祉課)

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制

度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

(回答)

国民年金制度は、国が運営している事業で国会において議論されるべき事項であるため、要望書を提出する考えはありません。

(担当部局：福祉部保険年金課)

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

(回答)

後期高齢者医療制度は、今後確実に増加していく高齢者の方の医療費を高齢者の方々にも一定の負担をいただきながら、社会全体で安定的、継続的に支えていこうとするものであり、必要な制度と認識しています。本市としては、制度の廃止に関して、国に意見書や要望書を提出する考えはありません。

国民健康保険への国庫負担の増額について、国民健康保険の運営は、経済不況の影響などにより益々厳しい状況にあります。安定した財政運営を行うには国庫負担の増額が必要と考えていますので、市長会を通じて国に要望いたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答)

保険財政や低所得者対策等介護従事者の待遇改善などについて全国市長会から関係省庁に要望書を提出しています。

介護認定基準については、10月「見直し」が実施され、国による事前のシミュレーションではほぼ従前の介護度と同様になるという結果が出ていますので、今後の「見直し」後の認定状況を検証していきたいと考えています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充してください。

(回答)

・義務教育終了までの医療費無料制度の創設について

本市は単独事業として子ども医療の助成（入院・通院）を平成21年4月から小学校卒業まで拡大しています。現物給付による子ども医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないことについては、愛知県市長会を通じて要望してまいりたいと考えています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

・妊産婦の健診制度の補助金の拡充について

平成20年度の第2次補正予算により妊婦健康診査臨時特例交付金が創設され、妊婦健診の6～14回分の2分の1が補助されることとなりました。それに伴い、平成21年度より県内すべての市町村が、公費負担回数を14回にしています。

妊婦健康診査臨時特例交付金は平成22年度までであり、平成23年度以降については「市町村における妊婦健康診査の実施状況をふまえつつ、検討することとしている」という回答しかされていませんが、市単独での公費負担はかなり厳しく、今後市長会等を通じて国へ補助制度の継続を要望いたします。

(担当部局：福祉部保健センター)

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答)

消費税の税率に関しては、国会において議論され、決定されるものと考えますので、本市として国に意見書や要望書を提出する考えはありません。

(担当部局：総務部税務課)

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

(回答)

・社会保障費2200億円の削減方針の撤回について

毎年、本市が加盟する全国市長会が国に対する要望を行っています。全国市長会では、本年6月3日に開催した第79回全国市長会議において15件の重点要望事項及び50件の要望事項を取りまとめ、同会議で決定した決議と併せ、全国会議員及び関係府省等にこれらの要望事項等を提出し、その実現方について要請活動を行っています。この要望事項等の一つである「都市税財源の充実確保に関する重点要望」においては、「今後、少子高齢化が進む中で、福祉、医療などの社会保障関係費が急増するとともに、地方が独自に行うべき日常生活に欠くことのできない住民に身近な教育、安全などに係る経費や、社会基盤施設の老朽化対策に係る経費などの財政需要の増大が見込まれており、これ以上の財政状況の悪化は、市民生活に深刻な影響を与えかねない。」として、地方の財源確保を決議・要望しています。また、「福祉施策等に関する重点要望」では、医師等の確保対策について積極的な措置を講じられたいと強く要望しています。

本市としましては、全国市長会から国に要望する方法がより効果的であると考えていますので、全国市長会の要望活動を通じて行います。

(担当部局：総務部財政課)

・国の責任で医師・看護師不足の解消について

公立病院の医師・看護師不足は全国的に喫緊な課題であることは十分認識しておりますが、すでに全国市長会や全国自治体病院協議会等から、国に対して

要望書が提出されているため、現在のところ、半田市あるいは半田病院単独で意見書・要望書を提出することは考えていません。

今後も、全国自治体病院協議会等の関係団体と歩調を併せていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いします。

(担当部局：半田病院管理課)

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

(回答)

現在の政権がマニフェストにも示すように、障害者自立支援法については、障がい者総合福祉法として抜本的に見直すとされています。また、本法についてはm国会において議論され、決定されるものと考えますので、本市として国に意見書や要望書を提出する考えはありません。

(担当部局：福祉部福祉課)

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

(回答)

法令上介護保険優先とされています。しかしながら障害者のその心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じた対応が必要です。本市においては、介護保険サービスと障害者福祉サービスを一部併用し利用できることとしていますので、意見書・要望書を提出する考えはありません。

(担当部局：福祉部介護保険課)

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

後期高齢者医療制度障がい認定者へ聴き取りを実施する中、必要に応じて、愛知県市長会へ要望いたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

(回答)

後期高齢者医療に限らず、医療費の助成を必要とする方々の状況に応じて、愛知県市長会を通じて要望いたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

(回答)

自己負担1割分を助成する医療費助成制度の創設を要望する予定はありません。

(担当部局：福祉部保険年金課)

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)

愛知県市長会を通じて要望いたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

(回答)

子育て支援として、本市は単独事業として、子ども医療の助成（通院）を平成21年4月から、小学校卒業まで拡大しております。通院の拡大につきましては引き続き愛知県市長会を通じて要望いたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)

愛知県からの補助金は、県の基準に基づき交付を受けています。愛知県には、県主催の会議等の機会をとらえ削減基準の見直しを要望いたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答)

精神障がいを含めた3障がい一体の福祉医療費支給制度を整備されるよう引き続き愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(担当部局：福祉部福祉課)

⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答)

先の陳情書5の①でお答えしたとおり、障がい福祉サービス等の利用に対する利用者負担については、原則1割負担の応益負担から利用者負担の軽減措置等により応能負担の水準となっています。また、本市独自策として地域生活支援事業に係る利用者負担を所得に応じた10%、6%、4%、0%とし、さらに、国制度の上限額の範囲内とし地域生活支援事業のうち、移動支援事業、地

域活動支援センター事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額を合算上限とすることで、利用者の負担軽減を図っています。

また、自立支援医療（精神通院）を受けている方については、通院治療に要した医療費の自己負担額に対して助成を実施しています。

(担当部局 福祉部福祉課)

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

(回答)

上記4項目については、要望する予定はありません。

(担当部局：福祉部保険年金課)